

千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案に対する主な御意見とその対応について

関係条文	ご意見の概要	回答
第3条 第7条 第8条	「自主的」かつ「積極的」という語句について、両者の意味が似ている。	本条例では、県民、事業者及び関係団体の皆様に対し、「法令等で規定する交通ルールについての教育、啓発を自ら進んで『自主的』に推進すること」、「国や県、市町村が推進する施策を機会あるごとに『積極的』に実施すること」等に取り組んでいただきたいことから、「自主的かつ積極的に」と表現しました。
第5条	第2号（前照灯の点灯）に「視界が不良な場合」を追加してほしい。	道路交通法等において、夜間の前照灯のほか、夜間以外の時間で視界が不良な場合（トンネルの中、濃霧がかかっている場所その他の場所で、視界が50メートル以下であるような暗い場所を通行する場合等）は灯火を付けなければならないことが罰則付きで義務付けられています。本条例では、県内の交通事故の実態を踏まえて、道路交通法に規定する「夜間」に加えて、「夕方の前照灯の点灯」を規定しました。
第5条	第4号の「通行することが認められている歩道において」を「自転車の通行が認められている歩道においても」に修正してほしい。	御意見を踏まえ、「自転車の通行が認められている歩道において」に修正しました。
第5条	第6号に「スマートフォンを見ながらの運転の禁止」を追加してほしい。	スマートフォンについては「携帯電話装置等」に含む趣旨でしたが、御意見を踏まえ、明確にするため、「傘若しくはスマートフォンその他の携帯電話」に修正しました。なお、これらの使用はいずれも道路交通法等において罰則付きで禁止されているところですが、県内の交通事故の実態を踏まえて、特に県民の方に守っていただきたいことから例示したものです。
第9条	自転車小売事業者等による情報提供	本条例においては努力義務として規

	<p>について、「情報提供をするよう努める」（努力義務）となっており、十分とは考えられない。他の自治体においては小売業者による情報提供を義務化しているところもあるが、業界からの反発等もなく、保険加入者増加に効果を発揮している。</p>	<p>定したうえで、条例制定後、自転車小売業者等に本条例の趣旨を周知するとともに、情報提供等の支援に努めてまいります。</p>
第12条	<p>第1項の保護者の定義を「幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者」から「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者をいう。以下同じ。」に修正してほしい。（この定義を第15条に引き継ぎ、賠償資力がないケースが多いと考えられる19歳について同条の「保護者の保険加入の努力義務」に含まれるようにするため。）</p>	<p>高校生相当年齢を超えた方については、本条例の趣旨を十分に理解して、「自転車利用者の責務」（第4条及び第5条）等を果たしていただきたいと考えます。</p> <p>なお、「幼児、児童又は生徒」を「児童等（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。以下同じ。）」に修正しました。</p>
第14条	<p>第1項の「自転車の側面に反射器材を」を「自転車の後部及び両側面に反射器材を」に修正してほしい。また、「自転車利用者も可能な限り、夜間でも視認しやすい色の服装、反射材の装着」を追加してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通法等において、尾灯の点灯（又は後部反射器材の備付け）が罰則付きで義務付けられています。本条例では、県内の交通事故の実態を踏まえて、自転車利用時の安全確保を一層促進するため、側面への反射器材の備付けを努力義務としました。なお、側面への反射器材の備付けについては、事業者に対しても努力義務として規定しました。 ・ 本条例では、夜間の安全確保を図るため、自動車等から発見しやすい反射材の装着や視認しやすい色の服装を含め必要な措置を講ずることを努力義務としました。
第15条	<p>最近では、自転車が加害者となる交通事故が発生している、第15条の「自転車損害賠償保険等への加入」は、第4条、第5条の「自転車利用者の責務」の中に入れてほしい。</p>	<p>第4条及び第5条は、自転車利用者の一般的な責務や運転時の責務を中心に規定しており、「自転車損害賠償保険の加入等」については、これらとは別の条文に規定して際立たせました。</p>
第15条	<p>保険加入について記載されているが、</p>	<p>自転車については自動車と異なり、車</p>

	<p>保険加入の確認及び保険加入について、第9条同様、「努める」(努力義務)となっている。努力義務では県民の加入意識の向上に十分な効果があるとは言えない。また、保険加入を推進する側からしても、努力義務では十分に推進することが難しいのが実情である。本条例案の目的である「県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現」のためには、加入義務化(罰則無)とすることが必要であると考え</p>	<p>両登録、運転免許等の制度がなく、自転車損害賠償保険等への加入について「実効性のある義務化」は困難であることから、努力義務とすることが適当と考えました。</p>
第15条	<p>保険加入について、大阪府や兵庫県のように義務規定ではなく、努力規定としているのは何故か。</p>	<p>自転車については自動車と異なり、車両登録、運転免許等の制度がなく、自転車損害賠償保険等への加入について「実効性のある義務化」は困難であることから、努力義務とすることが適当と考えました。</p>
第15条	<p>大阪府や兵庫県が取り組んでいるように、損保会社との協定や、住民向けの自転車保険の設立など、自転車保険の普及啓発についてどのように取り組むのか。</p>	<p>本条例においては努力義務として規定したうえで、条例制定後、自転車損害賠償保険等への加入促進に資する方策を講じるよう努めてまいります。</p>
第15条	<p>「自転車利用者(幼児、児童又は生徒である場合にあつてはその保護者をいう。)」を「自転車利用者(未成年である場合にあつてはその保護者をいう。)」に修正してほしい。(賠償資力がないケースが多いと考えられる未成年について本条の「保護者の保険加入の努力義務」に含まれるようにするため。)</p>	<p>高校生相当年齢を超えた方については、本条例の趣旨を十分に理解して、「自転車利用者の責務」(第4条及び第5条)等を果たしていただきたいと考えます。 なお、「幼児、児童又は生徒」を「児童等」に修正しました。</p>
第15条	<p>自転車を利用する事業者に対しても保険の加入努力義務を課してはどうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、第15条第2項において、自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者が自転車損害賠償保険等への加入に努めるよう規定しました。</p>